

平成 21 年 3 月 4 日

各 位

銀行等保有株式取得機構

### 第 3 次改正法案可決について

本日、第 171 回通常国会において、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案」が可決され、最大 20 兆円の株式買取りが可能となりました。

今後、関連法令等の整備を踏まえ、3 月中旬に株式買取りを再開する予定です。運営委員会の審議・議決により買取期間を定め、議決後速やかに公表致します。

新たに、銀行と相互に株式を保有する事業法人が、先行して当該銀行株を売却することが可能となります。

以 上

本件に関する照会先  
銀行等保有株式取得機構  
運営企画室  
電話番号 03-3553-1761